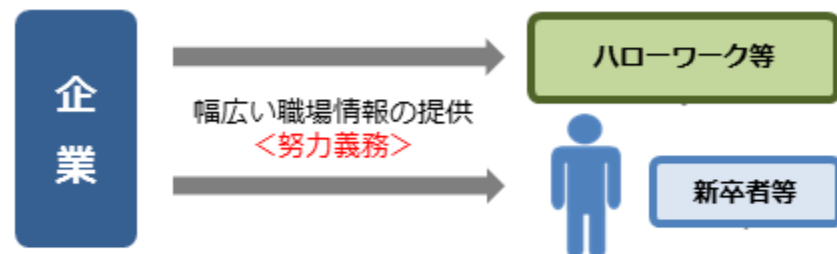


情報提供の仕組み

- 新卒者等（※）の募集を行う企業に対しては、幅広い職場情報の提供が努力義務とされています。



- 応募者等や、求人申込みをしたハローワーク、特定地方公共団体や職業紹介事業者（職業紹介事業者としての学校を含む）または求人の紹介を受けた者等から求めがあった場合は、次ページの（ア）～（ウ）の3類型それぞれについて1つ以上の情報提供が、企業に義務づけられています。

